

令和4年度 電業協会・空調衛生工業協会と兵庫県との行政懇談会結果

- 1 日 時 令和4年8月31日(水) 13時30分～15時00分  
2 場 所 ひょうご女性交流館 501号会議室  
3 出席者

兵庫県

まちづくり部次長	柴田和弘
土木部契約管理課長	中野啓介
土木部契約管理課建設業班長	粟田圭介
まちづくり部総務課経理契約班主査	藤原基弘
まちづくり部設備課長	菅雄二
まちづくり部設備課副課長	横山進
まちづくり部営繕課副課長兼設備課副課長	阪上栄二
まちづくり部設備課設備技術・企画班主査	大谷真衣子

一般社団法人兵庫県電業協会

会 長	小坂哲二
副会長	前田潮
副会長	合田吉伸
理事(総務委員会委員長)	塚本栄
理事(技術・安全委員会委員長)	谷政智
理事(経営委員会委員長)	藤井洋平
理事	河本健
専務理事	北本淳

一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会

会 長	山口敬三
副会長	原田高幸
副会長	山口潤一
理事(総務委員会委員長)	高谷俊則
理事(技術環境委員会委員長)	平岡秀文
理事(経営開発安全委員会委員長)	林藤雄
理事(広報委員会委員長)	橋本白民
理事(未来ビジョン委員会委員長)	高井豊司
専務理事	菅原誠

柴田まちづくり次長 開会挨拶

本日はお忙しいところ、行政懇談会にご出席いただき、ありがとうございます。また平素は兵庫県電業協会の会員の皆様並びに兵庫県空調衛生工業協会の会員の皆様に、県政の推進に格別のご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

一昨日あたりから暑さも和らいできたようで、久々に夜エアコンのスイッチを切って寝ることができたかなと思ったんですけど、昨日あたりから暑さがぶり返して参りまして、この夏はすごくエアコンにお世話になったという気がしています。それから、台風11号は迷走台風と言われて、今かなり大型になって沖縄の方に影響与えているところですが、来週ぐらいになると北上して、もしかするとこちらのほうに来るかもしれないという情報もあります。皆様方におかれても、ご留意願いたいと思います。

天候とともに気になるのがコロナ感染症で、昨日の県下のコロナの感染者数が7007名ということで、1週間前と比較すると3000人以上減っています。1週間前が1万人超えてたところが7000人なので、少しピークを過ぎてきたかという気がしますが、今までのコロナの感染の動向を見てますと波を繰り返しているの、今の落ち着いてるうちにきちんとした対策を取って、次来るかもしれない波に備えないかと思っています。

国の方では全数把握をどうするかが議論になっているところですが、兵庫県においては、昨日対策本部会議を開きまして、国が言うようなすべてを把握しないという方法には参加しないという方針です。全数は把握するが、重症化リスクの低い若年層などについては入力する項目を減らして、医療機関の負担を軽減する道を選びます。やはりそれは、国が言うように、若者だからといって全く把握しないとなると、例えばその若者が重症化したときにどう対応するのか、また保険適用を受けようとしたときにどうやって申請するのかなど、もろもろの課題が出てくるようなので、その点については兵庫県は全数把握をしつつ、医療機関の負担軽減をするという道を選びます。また引き続き、自宅療養をされる方にはキットを送付して、自ら判断していただいて自宅療養するとかという、医療機関の負担軽減を図っているところでもあります。

さて、斎藤知事就任から1年経過し、新しいステージに入っております。県では3つの視点を掲げておりまして、「新しい成長の種をまく」、それから「地域の価値を高める」、そして「安全安心の網を広げる」、この3つの視点で、国の防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策等を踏まえて、強靱な県土を築くインフラ整備を行い、安全安心社会を先導していく所存であります。その中で、県有施設の整備については、BCP対策やさらなる省エネの推進などを社会ニーズに応じて適切に進めていく予定です。

また、本日の議題に挙がっておりますけども、建設業界におきましては、いわゆる働き方改革で、2年後の2024年、令和6年に、残業の上限が厳しく規制される、いわゆる週休2日制を導入していかないと、この働き方改革にはついていけないということになりますので、我々発注者もそうですし、受注者の皆さんに置かれても、作業効率の向上や、生産性の向上に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

最後に、この行政懇談会は、電業協会と空衛協会と県とが、互いに考え方について理解を含め、相互の事業が円滑に実施されることを目的としています。両協会の皆様方には忌憚のないご意見をいただきまして、この懇談会が有意義に進められることをお願いして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## ○ 事業説明

- (1) 兵庫県電業協会の令和4年度事業計画について小坂会長から説明（内容省略）
- (2) 兵庫県空調衛生工業協会の令和4年度事業計画について山口会長から説明（内容省略）
- (3) 設備工事の発注見通しについて横山設備課副課長から説明（内容省略）

## ○ 意見交換

### 1 若年入職者の確保・育成について（兵庫県空調衛生工業協会）

まず、建設設備業界は、技能・技術者等の高齢化や人材不足、若年層の離職など大変厳しい状況にあります。当協会では、若年者の入職を図るため、建設業振興基金等と連携して、平成29年度から厚生労働省建設労働者育成支援事業を活用し、協会自らでカリキュラムを考え、実務実習や座学講習などを担当する講習会を実施しています（4年間で合計受講者37名中27名が建設設備業に就職し、うち23名が県内空調衛生企業に就職）。

この育成事業は今年度で終了することから、来年度に向けて若年者の入職を図る新たな協会独自の事業を検討しています。来年度も引き続き若年者入職の促進や人材育成事業に対する助成金の予算確保をよろしくお願いいたします。

資料11ページにもあるとおり、今年度は7月19日から8月10日まで17日間の訓練が終了しています。参加者は全部で6名、うち2名が一般で、高校生は4名。残念ながら今年度初めて1人脱落者が出て、高校生が最終的には3名になってしまいましたが、一般の方については、建設業に就職したと基金から聞いております。高校生3名に関しましては、今現在、ハローワークを通じてまた学校と連携して、就職のマッチングに向けて調整をしている状況でございます。

今年度、兵庫県設備課様には、現場見学に大変ご支援をいただきありがとうございました。本当に感謝申し上げます。引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**回 答** 契約管理課

今年度の組織改正に伴い、建設業の関係につきましては契約管理課の建設業班の方で担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

県では、平成26年度から貴協会など建設業者団体や行政等で構成する「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を設置し、若年者の入職促進に取り組んでいるところです。

また先ほどご説明いただいた三田建設技能研修センターで開催する「兵庫県建築設備コース in 兵庫」などへの参加者募集の広報など貴協会が実施する入職促進事業に連携して取り組んでいます。

補助金の関係では、令和2年度から空調衛生工業協会が取り組まれている入職促進に関する研修費用の一部に対して補助を行っています。来年度以降についても、先ほどご説明いただいた要望等も踏まえて、建設業の若年者の入職促進、人材育成事業補助金の確保に向けて対応していきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

#### 回答 設備課

設備課としては「建築設備コース in 兵庫」について、若年の技術者育成に非常に有効だと考えており、従来から協力させていただいております。今年度は、先ほど説明がありました「ひょうごはじまり館」と「自治研修所」での見学に協力させていただきました。協力させていただいたというか、同じ取組をしているので一緒にやりましたと言った方がいいかもしれません。今後も、現場見学については、県の方でも積極的に協力させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

## 2 働き方改革について（兵庫県電業協会）

冒頭、柴田次長からもお話がありましたように、いよいよスタートすることになった働き方改革について、残業の罰則付きの上限規制が適用されますが、我々も弱っています。

週休2日制というのはだいたい行き届きかけたのかなとは思いますが、まだ4週6休などで、特に電気設備工事と空調衛生設備工事はそれから進まない。工事の終盤にしわ寄せが来る業種であり、工事の最初の方はよいが、終盤の追い込み時期になると結局は休日・深夜の作業を含む突貫工事を強いられることも多々あり、折角入職した若手技術者の離職に繋がる懸念があります。電気設備単独工事、特に太陽光発電設備工事などでは進んでいるように見受けられますが、新築工事になると建築工事など他の業種との関連もありなかなか進まないのが現状です。我々も会議があるたびに色々な業種の方に色々な意見を聞くのですが、これはという答えが返ってこない。県の方からこういう方法があるかどうかというものがあれば教えて欲しい。

#### 回答 設備課

お話にあったように、現場の最後になると設備技術者にしわ寄せがいつていることを把握しており、若年者の入職者減少の一因となっていることも理解しています。

そのため、県発注工事においては、建設現場での適切な就労環境を確保するため、休日に施工を行わないことを前提とした適正工期の設定に努めます。また、先ほど指摘があったような終盤にしわ寄せが行かないよう、手戻りのない工事監理を行うとともに、施工段階での工事間の施工手順・進捗状況等の把握や概成工期の設定など必要な調整をより一層適切に実施して参ります。

また、コロナ禍のリスクに対して、必要に応じて事業予算の追加確保に努めていきたいと考えています。

なお、県発注工事のうち「試行的週休2日制度」の対象工事として取り組んだ「広域防災センター研修宿泊施設新築工事」がこの令和4年5月に竣工しましたが、この結果を踏まえて、週休2日制の本格導入に向けた検討を進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

### 3 資材価格高騰や製品納入状況を考慮した施工案件の発注について（空調衛生工業協会）

半導体をはじめとする部品、材料の供給不足による世界のサプライチェーンの混乱や国際物流の停滞などによりさまざまな部材が不足し、高騰しています。

このため、空調衛生製品にも著しい影響を及ぼし、納入の遅延や価格高騰が生じています。このような状況は、しばらく続くものと予想されるため、施工案件について製品納入期間を考慮した工期の設定や前倒し発注をよろしく願います。また、公共工事標準請負契約約款第25条（スライド条項）には、「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」が規定されていますが、内容がいささか複雑であり、柔軟性に欠けるようにも感じます。当業界をはじめ多くの建設業者が直面している現状をご理解いただき、適切かつ速やかに対応していただくようお願いいたします。どうしても、受注してからでは、間に合うもの、間に合わないというものがかなりありますので、やはり発注段階で、設計段階または予算を組んでいる段階で仕入れる情報もかなりあると思っておりますので、その状況を踏まえた上での適切な処置をお願いしたいと思っております。

#### 回答 設備課

今お話にありましたようにサプライチェーンの混乱だとか国際物流の停滞があることにより、様々な工事が遅れているのは当然把握しているものの、上海のロックダウン、半導体不足、鉄骨の入荷遅延などは、時々刻々変化している状況であり、上海のロックダウン等は事前に予測が出来ないため、一般的に必要とされる日数を確保して発注している状況でございます。一方で、そういった不測の事態が生じた場合には、工事請負契約書の21条に工期延期の記載がありまして、受注者の責によらないような事情があれば、工期延期を申し出ることができる条項があり、実際にその条項を適用して工期延期させていただいた案件もあります。その案件は具体には申し上げられませんが、鉄骨が入ってこなかったことから1年ほど工事をストップしています。鉄骨については、設備業者からは、何でそんなことになってるのかみたいな話も若干ありましたけど、このように時々刻々変わっている状況ですので、なかなか最初に設定しづらいということをご理解いただきたいと思います。

価格高騰につきましては、契約書第25条のスライド条項に基づきまして、基準日の制定、出来高金額の算出、変動前後の差額の算出等を行い、一定の範囲を超える場合には請負代金を変更することとしてございます。まずは工事担当者へ相談いただければ

など考えております。

スライド条項が複雑というご指摘については、確かに役所の作る文書は複雑なんです、そのあたりの運用方針等につきましては、県のホームページにも書いてありますので、参考にしていただくとともに、この制度の運用にご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### 4 入札制度の見直しについて（兵庫県電業協会）

入札制度の見直しということで、最近多様化という言葉がよく聞かれますが、それについての質疑です。県内の市町では、建築会社と設計事務所によるデザインビルド方式や、設計・工事・運営管理まで一括となるPFI方式、さらには企画提案型のプロポーザル方式等の新たな入札制度の導入が増えています。

いずれも、どちらかというゼネコン主導の一括発注工事となることや、地元の中小事業者が参画しようにも大手業者でしか参画できない状況となっており、本来、地元業者への分離発注となるべき工事案件が、これらPFI方式等に移行されることにより、今後、ますます会員の受注機会が減少することが危惧しております。

これまで継続して電気工事の分離発注を要求している我々には、誠に憂慮すべき事態となっておりますが、県の考え方はどうでしょうか。神戸新聞にも春に出ていましたけれども、青木住宅でPFIが実施されます。これまで県住というのは、我々地元業者がやっていたという認識がすごく強いところがございます。それがPFIでたくさんの棟が一括で出てしまうと、我々がずっと楽しみにしていた工事が、どっか違うところへ行っちゃうのかなというふうに思っております。一つの住宅を建てるにあたり、建築・電気・設備・ガスそれぞれの業者が1棟ずつに当てはめられるとすると、その数だけ地元の業者が何らかの形でお世話になることができる、それを思うと指をくわえて見ているのもどうかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 回答 設備課

まず県内の市町の話なんですけれども、デザインビルド方式、PFI方式、さらにはプロポーザル方式等の新たな発注方式の導入が特に東の方で増えていることは我々の方でも把握しています。市町では設備技術職員がいない等、マンパワーの関係で、このような発注方式を増やさざるを得ないのではないかと感じているところです。

一方で、先ほど県住の話がありましたが、一般的な営繕工事の話をさせていただくと、県では、地域建設業の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るために、これまでどおりの建築・設備の分離発注方式をまず基本としつつ、事業規模だとか、スケジュール、内容によりまして、民間活力を活かすことが効果的と考えられる場合にはPFI方式等の採用を含めて柔軟に対応することとしてございます。

私が申し上げました後段の事業規模・スケジュール・内容によりPFI方式の採用を含めて云々については、昨年度策定した県政改革方針に記載しています。我々のところに仕事がおりにくければ、従来のやり方をしたいなと考えているところがございますが、

トータルで県としては、先ほど申し上げた県政改革方針という考え方もあるということをご理解いただければと存じます。県営住宅のPFIについて、私は担当ではないので断定は出来ませんが、県政改革方針の流れの中で検討することになったのではないかと考えています。

**回 答** 契約管理課

県の公共工事の発注に当たって、分割発注についてはこれまでも同様のご意見をいただいています。基本は分割発注で考えております。ただ、県の公共事業の発注に当たりましては、技術社会貢献評価制度とか、あと総合評価落札方式を導入して地元企業の技術力や地域貢献活動を適切に評価することも含め、極力地元建設業者が入札に参加できるように受注機会の確保に努めています。また関連と言うことで挙げさせていただくのですが、入札参加者に対しては、入札契約の約束事をまとめた入札のしおりにより、下請契約等は原則として県内企業に発注をお願いしています。

**5 単独受注できる金額の見直しについて（兵庫県空調衛生工業協会）**

現在入札参加資格基準において単独受注できる設備工事の金額は、兵庫県では2.5億円未満となっています。2.5億円以上5億円未満はJVとなっています。県内の市では、3億から5億円未満、中には5億円以上でも単独受注可能となっているところもあります。兵庫県においても、この金額を少なくとも現在の2倍にあたる5億円未満ぐらいまでに引き上げるなど見直ししていただくようお願いします。

**回 答** 契約管理課

昨年度もほぼ同じ内容のご意見をいただいて、繰り返しになりますが回答させていただきます。現在、ご説明にありましてとおり、電気・管工事について、県では2.5億円未満の工事については制限付き一般競争入札としており、単独で入札に参加していただいています。2.5億円以上の工事についてはJVで、制度化させていただきました。ここからは大規模であって技術的に難度の高い工事という位置づけで、確実かつ円滑な施工を図るために、複数の業者、JVの方での技術力などを集結させて施工することとしています。

落札の状況とか、適宜データ検証等して、より適切な入札・契約の制度となるように、引き続き進めさせていただきたいと思っております、よろしく願いいたします。

**6 低入札価格調査制度の見直しについて（兵庫県電業協会）**

入職者が減少し、技術者の不足が顕在化している中で、令和2年7月から低入札価格調査制度の調査基準価格が5億円以上から1億円以上に8割も引き下げられるという見直しがありました。前回、昨年12月に開催された行政懇談会でも、この件につきまして議題にあげさせていただいたんですが、その際契約管理課様からは、金額の見直しについては、今後本来の趣旨であるダンピングの防止等の効果や入札の結果の状

況を見極め、効率的な事務執行を図るためにより適切な制度となるように検討をさせていただきたいというご意見をいただきました。設備課様からも、適正な金額を検討する必要があるように思うので、入札結果の分析等を行い、より即した制度の改善を検討していくとの回答をいただいています。我々の希望をくみ取っていただき、今後、検討して行きましようというような、ご返事だったと思います。その後の検討状況や進展、方向性などについてお伺いをしたいと思います。

なお調査、基準価格については、我々としては何とか適正な価格に段階的に直すとかではなくて、1度元通りの価格に戻していただけないでしょうかというお願いでございます。

**回 答** まちづくり部総務課

まちづくり部総務課として、お答えさせていただきます。

今ご説明がありましたように、昨年度と同じ回答を今年にするようになるのですが、まず、入札制度としてころころ変えるものではないというのがあります。

その上で、まず地方自治法では、競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが原則となっていますが、ダンピング受注は、工事の品質低下を招くだけでなく、下請業者、労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招き、建設業の健全な発展を阻害するものであることから、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することという形になっています。

低入札価格調査の対象となる金額の見直しにつきましては、対象金額改正後、低入札調査案件が例年に比べて大幅に増加していることなどから、本来の趣旨であるダンピング防止等の効果を見極めつつ、効率的な事務の執行を図るため改めて検討させていただきたいため、試行期間としてある程度の期間を取って検討・分析させていただく必要があると思っています。それは、冒頭申し上げたように、入札制度としては、ころころ変えるものではないという趣旨です。令和2年7月から事前選択制で業者様の主体性のもと、ダンピング対象にならないように時間をかけて丁寧な形で低入札調査を試行している段階であり、今のところダンピング防止に成功しながら、県の事業として実施できていると思っています。

まだ2年間経過したところですので、現在のところは昨年度と同じ回答となりますが、さらに今後入札の傾向を分析した上で、ダンピング防止対策効果と比較しながら検討させていただきたいという形で、今回の回答とさせていただきます。

**(電業協会 小坂会長)**

またその傾向をお教えいただければと存じます。

## 7 県発注工事における最低制限価格等の設定について（兵庫県電業協会）

県発注工事における、主に病院の、予定価格並びに最低制限価格が低く厳しく設定さ



れていると感じています。過去の県外大手業者が価格競争の末に最低制限価格で決定した価格が、実績として予定価格となっているのではないかと伺っています。このことについて、県の見解をお伺いします。あくまでもこれは仄聞でございますので、そのようなご意見も会員の方からありましたということです。

#### **回 答** 設備課

予定価格は、公共建築工事積算基準に基づいて適正に算出しているものの、電気工事及び機械設備工事では機器の占める割合が高くて、その積算がご存じのように予定価格に大きく影響しております。特に病院などの大規模工事の場合は、スケールメリットにより機器の金額が大幅に下がる傾向にあり、予定価格も一般的規模の工事に比べて下がる傾向でございます。

なお病院の新築では、最新の医療施設の導入や、刻々と変化する医療現場への対応など病院側からの要望も多いことから、具体的に言えば、コロナ感染症の病棟の追加など、事業費は上昇傾向にあり、先ほどご指摘があったような過去の実績、㎡単価というのは、あまり参考にならないと考えています。一方で、依然として県の財政状況が厳しい状況にございまして、病院事業も例外ではなく、限られた事業予算枠内に収まるように十分な検討と調整を重ねて設計・積算を行い、予定価格を算出しているものでございます。

現在、西宮病院の発注に向けて設計作業を進めているところでありますけれども、厳しい財政状況についてはご理解いただければと思います。当然公共建築工事積算基準に基づき適切に算出していることが大原則でございますが、予算のこともございます。

以上で議題と回答をすべて終了しました。補足等ありましたらご事由にどうぞ。

#### **1. 電業協会 前田副会長**

働き方改革について、具体的にお話ししたい。この件は我々にとっては非常に深刻で、経営を圧迫するのではないかと心配している。いろんな業種に聞きましたが、建設業の現場において、建築工事は技術者が4、5名入るため、交代がきいたり1名くらい派遣技術者を入れても回ると聞いていますが、建築以外の空調・給排水・電気工事などは現場担当は1人であることが多く、代わりはききません。現場に入っている協力業者の責任者に助けてもらう方法もあるが費用がかかる。とって2名出すとなると費用がかかり経営を圧迫するのですが、県はその予算化ができるのかというあたりを教えてください。

#### **設備課 菅課長**

積算基準では、現場代理人の人件費は率で計算するので、1名分追加されたからといって、今の公共工事の積算基準から言えば特に人数で変わるものではありません。今の話で言えば、週休2日になったからといって諸経費率が上がるものではございません。

## 電業協会

現実に仕事をする方からすると2名いる。そうすると費用がかかるが、解決方法はないものか。それができないのであれば、週休2日制は不可能だと考えている。実態で言うと、経理、営業、内勤者は週休2日は可能だが、現場に行っている者は不可能というのが現状で、多分皆さんどこの会社も同じで深刻ではないかと思っている。すぐに解決できるものではないと思うが、我々の現状を知っていただきたいということでお話をした。

## 設備課 菅課長

先ほどの後段の説明のとおり試行的週休2日制度に取り組んだ現場がある。令和6年の本格実施に向けて、他の事業でも試行して最終的には週休2日にすべきだと考えています。ご存じかも知れませんが、他の府県や国でも、完全にその現場が週休2日制を達成すれば、若干金額がプラスされるような制度があるやには聞いています。県としてそのような対応ができるか、財政状況的にどこまでできるかわかりませんが、法改正に向けていろいろ検討している状況だということをご理解いただければと思います。

## 電業協会

令和6年までまだありますから、それまでに予算取りをしっかりとさせていただいて、考えていただければ助かります。

(県の予算化の)可能性がないわけではないということですね。

## 設備課 菅課長

ゼロではないということです。我々も頑張っていくべきだと考えますが、やっぱりお金の話は財政部局に跳ね返されることも多々あるということをご理解いただければと存じます。

## まちづくり部 柴田次長

部長の方から本格的に週休2日制を検討しろという指示をいただいています。それを営繕・設備に対してそれをやっ払いこうと。繰り返しになりますけど、我々は当然そういうことを理解して、週休2日制のもとに、こういう工期設定をして、設計価格としてこれぐらい必要なんですということを(財政課に)主張をしていくんですけども、いかんせん財政課の方がですね、いやいやそんな簡単には金額アップの話は飲めないよとなりますので、そこをどう交渉していくかっていうところが今後にかかっています。当然法改正の話ですから、今までみたいに、そういうのは努力して何とかしろという話では済まないと思っています。法律できっちりと上限を決められる、それも罰則付きになっている、それをきっちりやるためには、これぐらいの予算がかかるんです。これぐらいの工期がかかるんですっていうことを、我々としては主張していきます。そういうふうにしると部長からも指示をいただいていますので、営繕課長、設備課

長は結構たいへんな立場に追いやられているんですけども、そこはやっていきますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 電業協会

県庁も近くを走ると結構夜でも電気が付いていますね。 笑

#### 設備課 菅課長

1年360時間以内になるようにはしています。 笑

#### 電業協会

うちの会社の中で言うと、週休2日は要らない、一生懸命働いて技術を身につけて偉くなりたい、住宅ローンの返済もあるので休まず働きたい、という社員もいます。しかし世間一般では週休2日制で休みたいと。こういった週休2日制はどこから出てきた話だろうと思ったりしています。県に関係ない話ではありますが、そういう疑問を持っています。

### 2. 電業協会 前田副会長

議題6に関連して、県発注の大型工事について、非常に予定価格が厳しい。大手とJVを組んで入札に参加しましたが、積算して原価集計して、付き合わせて、応札するのですが、大型工事は満足に落ちません。再度の入札で、多少凶面が変更されてたりして再度積算するのですが、その際にだいたいの予算を聞くのですが、それではとてもできない。それで2回目は参加を辞退することがありました。予算的なことで言いますと、ボリュームで多少安くなることはわかりますが、一般管理費とかは同じような率で見ているのでしょうか。ボリュームで安くすることはないのでしょいか。

#### 設備課 菅課長

共通費については、ご存じのとおり直接工事費があがれば共通比率は若干下がりますが、積算基準でルールがあるので、それを触ることはありえないです。

### 3. 電業協会 前田副会長

引き続き自社の話になりますが、JVで落札すると1人技術者を出すのですが、JVの中から給料は出ますが、工事が終わって利益が出て配当をいただかないと会社として経営が成り立たない。給料のみで配当が出ないという状況でして、担当者が3年間会社に利益を持って帰ってこないというのはあり得ないので、次の入札は参加を辞退するという事態になるのが中小企業の置かれた立場でないかと思っています。

#### 空衛協会 山口会長

先ほどの3番目の議題の資材価格高騰や製品納入状況を考慮した施工案件の発注に

ついて、25条のスライド条項はわかっているのですが、先ほどの21条の工期延長について、鉄骨が入らないから1年間工期延長したということですが、これに対する金額について、どんな感じだったのかというあたりをお聞きかせいただけないでしょうか。

過去に工期延期で増額してもらったことはあるのですが、微々たる金額だったので。

#### 設備課 菅課長

竣工した案件ではなく、鉄骨の案件は工事中断をしました。

先ほど工期延長と言いましたが、言い方が悪かったです。工事中断です。

色々なケースがありますが、工事中断して各社技術者を配置する必要がない場合はお金が発生しません。

#### 電業協会 小坂会長

工事中断であれば、1年間人間を貼り付けたままですよ。次の入札に参加することは…できるのでしょうか。

#### 設備課 菅課長

工事中断の期間中はコリンを解除するので、中途半端な期間ですが、役所のルール上は他の工事に参加できることになります。

また、スライド条項に関しては、工事中断期間中に単価が上がれば、その分は適用されます。工事中断期間中は適用されないということはありません。

#### 電業協会 小坂会長

先ほど21条の工期延長の話がありましたが、全体工期が伸びて経費を見直すということは、経費は工期によっても変わるはずですよ。例えば全体工期が3ヶ月伸びた場合、見直しで経費が上がってもおかしくないのかなと思っています。工期延長になったときの技術者の人件費の補填がどうなるのかなと、ありそうかどうか、適用できそうかを教えていただきたい。

#### 設備課 菅課長

先ほどの鉄骨の案件は1年間工事中断です。

工期延長については契約書21条を読ませていただくと、「受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。」とあります。21条2項には、「発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない

い。」ということになっています。これだけを読むと、工期の延長の原因が明らかに発注者にある場合は損害を保証しますということです。ここには書いていませんが、工事中断ではなく工期延期の場合、仮にそれが業者さんの都合で伸ばしていたら違約金を請求する形になりますが、上海のロックダウンのような原因による工期延期は誰のせいでもないのです、工期延期の経費率で払えるのではないかと考えています。

### 電業協会 小坂会長

先日、施設の引き渡しがありました。完成図書などをまとめると、ボリュームが畳1畳以上の場所を取っていました。昔CALS電子納品の話があり、すぐにソフトを買って対応できるようにしましたが、国は採用されていますが、県の方では検討中とお聞きしています。パソコンのアップグレードに伴い、ソフト対応は見合わせましたが、今後電子納品について対応を考えなくてもよいでしょうか。

### 設備課 菅課長

だいぶ昔、10か20年前に営繕工事でも採用するという話がありました。実体的に、土木工事であれば終わった工事を管理するのは土木事務所なので、専門家がチェックして最後までソフトで対応できますが、営繕工事等の場合、電子データだけを相手に渡すとDVDをなくすことがあったり、後々監査・会検対応がありますし、将来建物を改修する際にペーパーの方が見やすい、現地で保管しやすいなどもあることから、電子化もしつつ、ペーパーも出してもらうというご負担をおかけすることになっています。電子データは国の使っているシステムではなく、提出書類のPDF化やCADデータのJW化・PDF化したものをDVDで出していただくのとペーパーで出していただくことで二重化を図っています。今のところ、営繕設備工事において電子納品という話にはなっていません。土木工事は電子納品で対応していただくこととなります。

### 菅課長 閉会の挨拶

前段で皆様の取り組みを説明いただき、後段の意見交換で担い手確保や公共工事の円滑化などの貴重な意見をいただきました。日本全体で少子高齢化が進み、産業全体で労働者不足に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。先ほど説明のあったインターンシップや研修会について、県としても安全安心な施設整備をしていくにあたり、地元企業の担い手確保の必要性を考えていますので、今後とも協力していきたいと思っています。また、公共工事を円滑に進めるため、入札制度等の改正に関しましては、今日いただいた意見を参考としつつ、県として検討していきます。引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いします。